

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 (以下同じ) 第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 学校及び教職員の責務 (第8条)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(3) 基本的な考え方 (第3条)

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めなければならない。

本校では、教職員と児童が一丸となって、他を思いやり、お互いに励まし合い、自己実現ができる楽しい学校生活を築いていくことによって、「いじめをおこさない」「いじめを放置しない」といういじめ防止の基本理念の実現を目指していく。そのために、まず教職員一人一人が、いじめはこの学校のどんな児童にも起こり得るものであるという危機意識を高く持ち、いじめの未然防止を徹底的に図ると同時に、いじめや兆候を見逃さず、早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるように日頃から具体的な対策を講じていく。また、「行為としてのいじめ」から、児童の「精神的苦痛」に教師は関心をもつことを共通理解する。

2 いじめ防止対策組織について

* 網掛け は、STOP the いじめ アクションプラン 「学校の体制強化」項目と関連しているもの

全職員による「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。必要に応じて、校長、教頭、

教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭等にスクールカウンセラー等を加えた「いじめ・不登校対策特別委員会」（以下「ケース会議」）を実施する。日常的な対策を以下のように進める。

(1) いじめ防止対策組織の設置（アクション5） ※各会議の実施について学校日誌に記載

- ① 「いじめ・不登校対策委員会」（全職員）を学期に1回～2回実施
 - ・気になる児童の実際の指導・対応についての報告と今後の対応策を協議する。
- ② 「学年会」を1ヶ月に1回以上、必要に応じて随時実施
 - ・気になる児童について学年内で常に情報を共有し、学年体制で支援、指導する。
- ③ 「情報交換会」（全職員）を最低1ヶ月に1回、職員会などの際に実施
 - ・気になる児童について全職員が情報を共有し、全校体制で指導、助言する。
- ④ 「いじめ・不登校対策特別委員会（ケース会議）」の実施
 - ・校長、教頭、役職、養護教諭、生活指導主任、学年主任、担任、スクールカウンセラー、民生児童委員（地域）等で随時構成して実施する。
 - ・相談ポストやスクールカウンセラー面談、地域からの情報に迅速に対応する。
 - ・情報を共有し、事実確認を迅速に行い、具体的対応策を決定する。

(2) いじめ防止対策組織の役割

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、共通理解を図る。
 - ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめの防止対策に努める。
 - ・特に、被害児童の精神的苦痛には個人差が大きいこと、教師の認識と大きくかけ離れる場合があることを共通理解する。
- ③ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいは疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止のための取組 ※学校日誌に記載

- ① 豊かな心と心の通う交流ができる力を育む活動の推進
 - ・ふれあい読書活動の発展的な継続
 - ・地域との交流活動、体験活動の充実
 - ESD教育の推進、各種交流、体験活動の実施、ふれあいフェスタの実施など
 - ・道徳科を柱にした道徳教育の推進、人権教育の充実、福祉実践教室
- ② 児童の主体的な活動の推進や自己肯定感を育む授業づくり（アクション8）
 - ・「いじめ防止集会」の実施（年間1回～2回） ※学校日誌に記載
 - ・よりよい生活を目指す児童発案の取組の継続発展 ※学校日誌に記載
 - 「読書集会」「縄跳び集会」「あいさつ運動」など
- ③ 児童と教師の温かな人間関係づくり
 - ・子供同士が認め合える学級づくり、自己実現できる心の居場所づくりの重視
 - ・何でも相談できる雰囲気づくり、日記や生活の記録の活用

- ④ いじめ問題への教師の意識を高める校内研修（全職員）の実施 ※学校日誌に記載
 - ・児童理解に関する研修（年間1回～2回）
 - ・いじめ問題に関する研修（学期に1回程度）
 - いじめ問題に関する書籍や新聞記事等を題材にしたワークショップの実施

- ⑤ 地域と連携した豊かな心を醸成する活動の推進（アクション9）
 - ・学校関係者評価委員会での情報交換、「いじめ防止集会」への参加要請、意見交換
 - ・福祉の村との交流活動や福祉実践教室（手話、車椅子体験など）の開催
 - ・地域交流を推進する「ふれあいフェスタ」（地域講師・35講座）の開催など
 - ・小中連絡会や幼保小連絡会での情報交換、中学校や幼稚園・保育園との連携

（2）早期発見のための取組

- ① 児童の小さなサインを見逃さない定期的な調査、日常的な調査の確実な実施
 - ・生活アンケートの実施（アクション6）
（学期2回 無記名 家庭に持ち帰らせて実施 封筒に入れて提出）
 - ・教育相談期間の設定（学期に2回程度）
 - ・スクールカウンセラーの活用
 - ・学期末個人懇談会で保護者と担任による確認
- ② 教師と児童、保護者との人間関係と信頼関係づくりに努め、いじめについての相談しやすい体制の整備 ※生徒指導個票を活用した記録の蓄積
 - ・生活記録、日記の活用
 - ・相談ポスト（校長室前の「連絡箱」）の活用
 - ・「キッズ岡崎こころの電話相談」の学年通信への掲載（毎月）
 - ・相談があった場合 ⇒ 事実確認 ⇒ 2(1)④ケース会議を実施 ⇒ 迅速対応
- ③ 学級集団適応心理検査の効果的な活用（アクション7）
 - ・侵害行為認知群、非承認群、学級生活不満足群に入っている児童の分析

（3）ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめの加害者、被害者とならないような情報モラル教育を継続的推進
 - ・情報モラル指導計画（岡崎市学習情報部作成）の活用（各学年3時間程度）
- ② ネットの正しい利用やマナーについて保護者への啓発
 - ・携帯ゲーム機、携帯端末（スマホなど）利用やネット利用の危険性について資料配付や講演会の実施
 - ・有害なインターネットサイトによる悪影響防止のためのフィルタリングの徹底
- ③ ネットいじめに対する教師の意識を高める研修の実施
 - ・学習情報指導員訪問の活用、学習情報主任からの最新情報の提供
 - ・インターネット利用の危険性について学習会の実施（随時）

（4）いじめに対する措置 ※生徒指導個票を活用した記録の蓄積

- ① いじめの発見・通報を受けた場合、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応
 - ・校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、保健主事、生活指導主任、養護教諭、該当学級担任、学年主任でケース会議メンバーを構成し、迅速に対応
 - ・いじめの有無の確認⇒校内で情報共有⇒いじめをやめさせるための対応
 - ↳ 教育委員会への報告
 - ※警察署との連携（犯罪行為、生命身体への重大な被害）
 - ・いじめを受けた側への対応・・・心身のケア、子供と保護者支援（安心安全の保障など）
 - ・いじめを行った側への対応・・・いじめを受けた子供と保護者への謝罪、再発防止への継続的な指導、保護者への助言の継続
 - ・当事者以外の児童への対応・・・再発防止にむけた継続的な全体指導
- ② 被害児童生徒を守り通すという姿勢での対応
- ③ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢での指導や支援
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、見過ごさない、生み出さない集団づくり

- ⑥ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等と連携

4 重大事態への対応

重大事態とは次のような場合をいう。

- ①いじめにより、生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
②いじめにより、相当期間学校を欠席することを余儀なくされているという疑いがあると認める場合

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- ・重大事態の発生について教育委員会へ報告 ⇒ 市長へ報告
 - ・重大事態の把握、質問票などによる緊急調査の実施
事実確認⇒情報整理、共有⇒解決に向けての対応、再発防止対応
 - ・いじめを受けた児童、保護者に対して事実関係等、必要な情報を適切に提供する。
 - ・当事者以外の児童、保護者への対応は、教育委員会の指示を受けながら慎重に進める。
- (2) 学校が事実調査を実施する場合は「いじめ・不登校対策委員会」を開く。
- ・校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、保健主事、生活指導主任、養護教諭、該当担任、該当学年主任など関係職員に適切な専門家を加えて構成、緊急対応する。
 - ・調査内容の説明については、以下の点を明確にする。
 - 調査の目的・目標
 - 調査主体（組織の構成、人選）
 - 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
 - 調査事項・調査対象
 - 調査方法（調査様式 聞き取り方法 手順）
 - 調査結果の提供（被害者、加害者側に対する提供等）

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年1回実施（12月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- ・アンケート結果を公表し、いじめ防止に対する家庭、地域との連携強化に活用する。

6 その他

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<取組の年間計画>

岡崎市立根石小学校

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○ホームページに「学校いじめ防止基本方針」を掲載 ○授業の公開
5月	D ↓	○現職研修①「児童理解と学級づくり」	○「生活アンケート（アンケートを基にした個人面談）」	○学校関係者評価委員会での情報交換 ○学校行事の公開
6月	↓	○現職研修②「情報モラル」	○「生活アンケート」 ○教育相談週間	○授業の公開・教育講演会
7月	C ↓	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○福祉実践教室（5年） ○各学年の各種交流、体験活動	○個人懇談会 保護者との情報交換
8月	A ↓	○中間評価→検証		○親と子の音楽の集い
9月	P ↓		○各学年の各種交流、体験活動 ○「生活アンケート」	○学校行事・授業の公開
10月	D ↓	○現職研修③「ケーススタディ」	○学習発表会 ○各学年の各種交流、体験活動	○学校行事の公開
11月	↓		○道徳授業公開 ○各学年の各種交流、体験活動	○PTAあいさつ運動 ○学校行事・授業の公開 ○ふれあいフェスタ（30以上の講座開設）
12月	C ↓	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○いじめ撲滅集会 ○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○情報モラル指導	○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月	A ↓		○保健指導（命の大切さ） ○兄弟学級交流	○学校行事・授業の公開
2月	↓	○自己評価	○児童感謝の会 ○兄弟学級交流 ○全校レクリエーション ○情報モラル指導（ネットモラル）	
3月	P へ	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業生を祝う会	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○ふれあい読書 ○集会における校長講話 ○道徳教育、交流・体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○SST	○PTA付き添い下校（年間11回） ○声かけ隊見守り活動